

第三四回

参第四号

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律
(案)

(目的)

第一条 この法律は、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の第一審裁判所(以下「裁判所」という。)における審理に学識経験を有する専門委員を立ち合わせ、事故発生の原因に関して意見を述べさせることとし、もつて裁判の適正に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「軌条上の車両の運転等に関する業務」とは、軌条上の機関車、電動車若しくは気動車又はこれらの車両と連結した車両(以下この条において「列車」という。)の運転、線路又は車両の保全、運転保安装置の保全又は取扱いその他列車の運転に直接関係のある業務をいう。

2 この法律で「軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件」とは、軌条上の車両の運転等に関する業務に従事する者についての刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百二十九条第二項の罪にあたる事件又は同法第二百十一条前段の罪にあたる事件(訴因が列車又は車両の交通に係るものに限る。)をいう。

(専門委員)

第三条 専門委員は、裁判所における軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審理に立ち会い、事故発生の原因を究明し、意見を述べるものとする。

(立会い)

第四条 裁判所は、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百九十一条の二に規定する決定があつた事件を除いて、その公判期日における審理に専門委員を立ち合わせなければならない。ただし、当該事件について最初の証拠調の決定があるまでの間は、この限りでない。

2 裁判所は、当該事件の審理に際し、被告人が公訴事実を認める旨の陳述をした場合又は被告人が専門委員の立会いを辞退した場合において、事故発生の原因に関して学識経験に基づく意見を必要としないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、決定をもつて専門委員を立ち合わせないこととすることができる。

3 裁判所は、専門委員を立ち合わせない旨の決定をした場合においても、その後における当該事件の審理の経過にかんがみ、事故発生の原因に関して学識経験に基づく意見を必要とすると認めに至つたときは、当該事件の審理に決定をもつて専門委員を立ち合わせることができる。刑事訴訟法第二百九十一条の三の規定による決定の取消しがあつた事件についても、同様とする。

4 被告人は、いつでも、専門委員の立会いを辞退する旨を申し出ることができる。

5 裁判所は、第二項及び第三項に規定する決定をするにあつては、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

(指定)

第五条 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 専門委員は、毎年、あらかじめ、高等裁判所が軌条上の車両の運転等に関する業務に関し学識経験を有する者の中から選定した者につき、各事件について裁判所が指定する。

3 裁判所は、前項に規定する指定の決定をするにあつては、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

4 第二項の規定により選定される者の資格、員数その他同項の選定に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第六条 裁判所は、専門委員がその職務を行なうに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、いつでも、決定をもつてその指定を取り消し、かつ、当該事件につき新たに専門委員を指定することができる。

2 裁判所は、前項に規定する決定をするにあつては、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

(出頭及び宣誓)

第七条 裁判所は、専門委員を指定した軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の公判期日には専門委員を召喚しなければならない。

2 専門委員には、宣誓をさせなければならない。

3 刑事訴訟法第二百五十条及び第二百五十一条の規定は、専門委員の出頭に、同法第二百五十二条及び第五十三条の規定(これらの規定中勾引に関する部分を除く。)並びに同法第二百七十四条の規定は、専門委員の召喚に、同法第六十条及び第六十一条の規定は、専門委員の宣誓について準用する。

(公判期日外における立会い)

第八条 公判期日外において証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問をする場合又は公判期日外において検証若しくは鑑定をする場合(以下この条において「公判期日外において尋問等をする場合」という。)において、裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員をこれに立ち合わせることができる。

2 公判期日外において尋問等をする場合において、専門委員は、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官の許可を受けてこれに立ち会うことができる。

3 公判期日外において尋問等をする場合においては、裁判所は、その日時及び場所を、あらかじめ、専門委員に通知しなければならない。

(尋問、質問等)

第九条 専門委員は、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官のする証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問に際しては、裁判長、受命裁判官若しくは受託裁判官に対して事故発生の原因に関して尋問を求め、又は裁判長、受命裁判官若しくは受託裁判官の許可を得て

これらの者に対し事故発生の原因に関して直接に問いを発することができる。被告人が任意に供述する場合において、その者に対する質問を求め、又はその者に対し問いを発することも、同様とする。

2 裁判長は、専門委員のする問いが既にした尋問若しくは質問と重複するとき又は事故発生の原因に関係のない事項にわたるときその他相当でないとき認めるときは、これを制限することができる。

3 専門委員は、裁判長の許可を受けて、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

(鑑定申出)

第十条 専門委員は、当該事件の審理の状況により、事故発生の原因に関して鑑定の必要があると思料するときは、その旨裁判所に対して意見を申し出ることができる。

(専門委員に対する尋問)

第十一条 裁判所は、必要があると認めるときは、いつでも事故発生の原因に関して意見を述べさせるため、専門委員を尋問することができる。

2 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求に係る証拠調が終わるまでの間に専門委員を尋問しなかつたときは、刑事訴訟法第二百九十三条第一項の検察官の意見の陳述前に、事故発生の原因に関して意見を述べさせるため専門委員を尋問しなければならない。

3 裁判所が前二項の専門委員を尋問する旨の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならない。

4 刑事訴訟法の規定の適用については、専門委員に対する尋問は、証拠調とみなし、尋問に対する専門委員の意見は、鑑定人の鑑定の経過及び結果とみなす。

5 刑事訴訟法第一編第十一章の規定(勾引、宣誓並びに旅費、日当及び宿泊料に関する規定を除く。)及び同法第三百四条の規定は、専門委員に対する尋問について準用する。

(旅費、日当、宿泊料等)

第十二条 専門委員には、最高裁判所の定めるところにより、旅費、日当、宿泊料及び報酬を支給する。

2 専門委員は、あらかじめ、旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく出頭せず又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

3 専門委員の旅費、日当、宿泊料及び報酬は、国庫の負担とする。

(刑事訴訟法との関係)

第十三条 この法律に規定する過料、費用の賠償、決定及び即時抗告に関しては、刑事訴訟法を準用する。

(罰則)

第十四条 この法律の規定により宣誓した専門委員がことさらに真意と異なる意見を述べたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第十五条 前条の罪を犯した者がその意見を述べた事件の裁判確定前に自白したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件で、この法律の施行前に最初の証拠調の決定があつたものについては、適用しない。

理 由

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の特殊性にかんがみ、第一審裁判所における当該事件の審理に学識経験を有する専門委員を立ち合わせ、事故発生の原因に関する専門委員の意見に証拠能力を与えることによつて、裁判の適正に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約九十六万円の見込みである。